

平成29年度排出量取引セミナー

目標設定型排出量取引制度の 第2計画期間の概要と実務

埼玉県 環境部 温暖化対策課

平成29年10月26日(木)

本日の内容

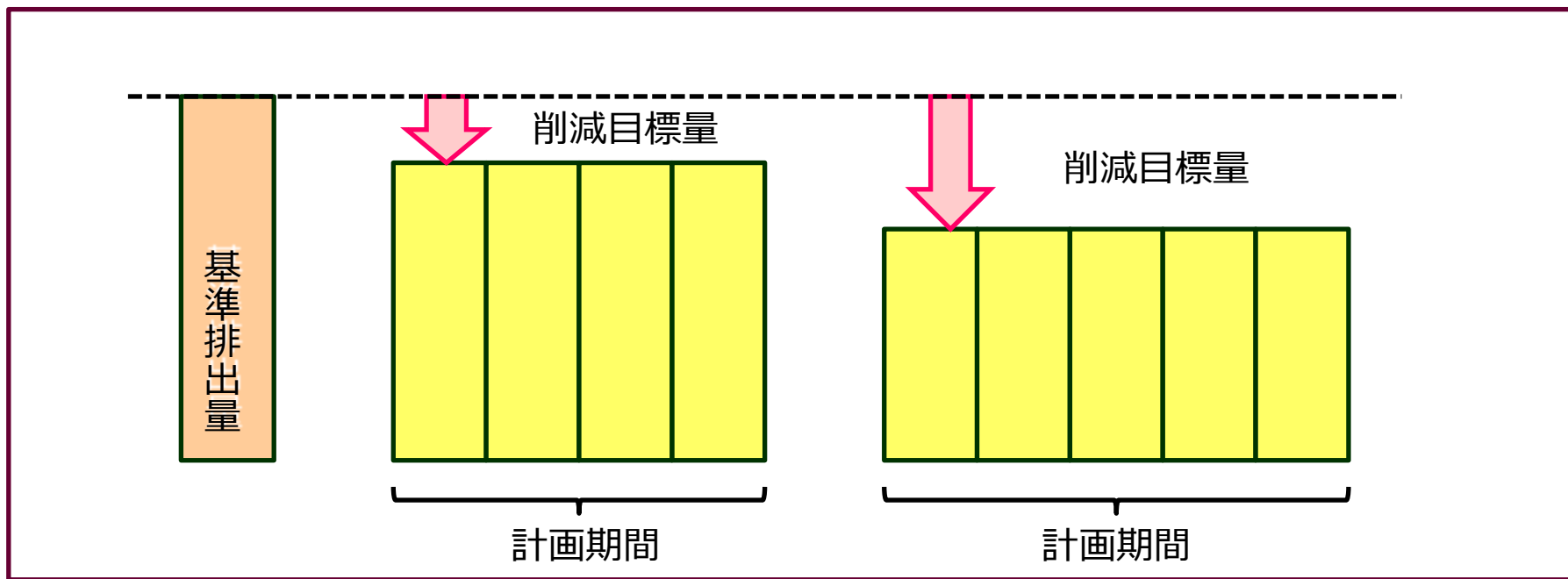
1. 目標設定型排出量取引制度の概要
2. 第2計画期間の留意事項
3. 排出量取引の実務
4. 取引の見込みと実績

1. 排出量取引制度の概要

1 排出量取引制度の概要

目標設定型排出量取引制度

- ① 大規模事業所（C事業所）が
- ② 目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）について
- ③ 事業所ごとに設定された基準排出量をもとに
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める

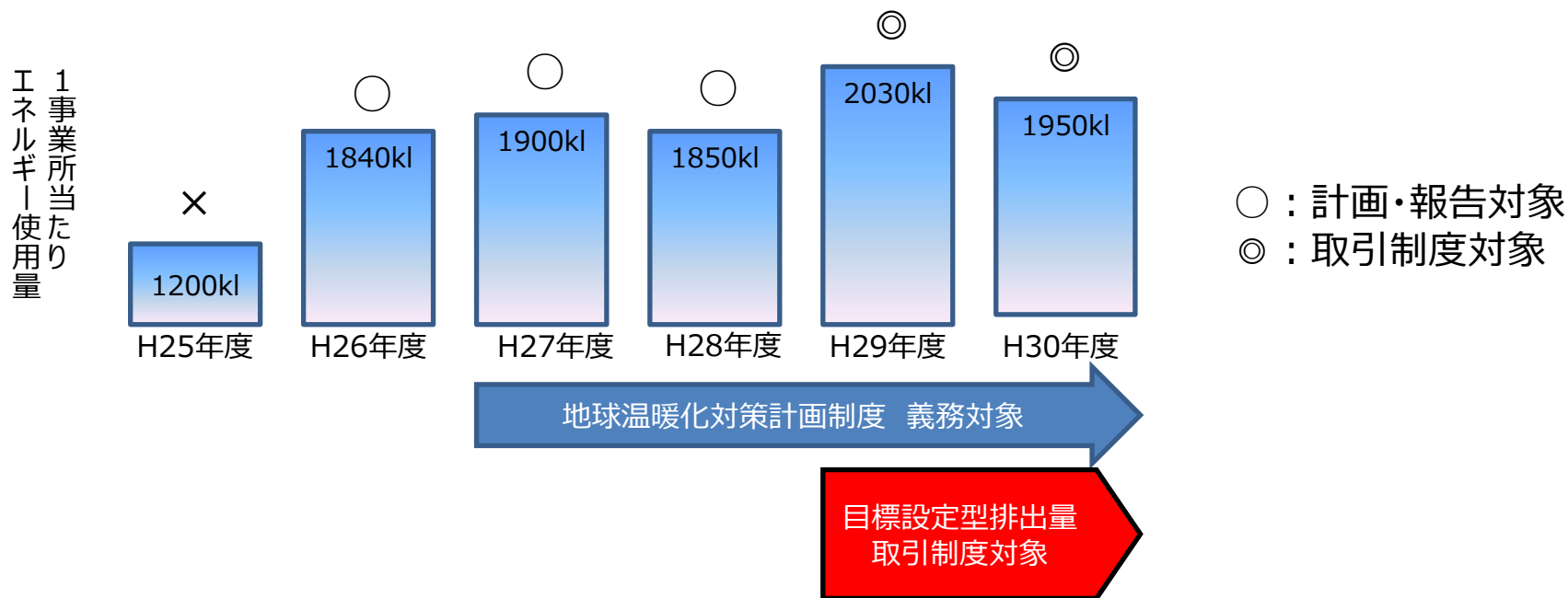


1 排出量取引制度の概要

①大規模事業所

大規模事業所とは・・・

原油換算エネルギー使用量が 3 年連続で 1,500 kL以上の事業所
(年度途中で使用が開始された場合は、その翌年度から3年連続)



1 排出量取引制度の概要

② 目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）

エネルギー起源CO₂とは・・・

→燃料、熱、電気の使用に伴って排出されるCO₂

[その他ガス]

- 非エネルギー起源CO₂
廃棄物の焼却に伴うCO₂
セメント製造等の工業プロセスに伴うCO₂ 等
- CO₂以外の温室効果ガス
メタンガス、フロンガス類 等

の削減についても、一定の要件を満たした上で「その他ガス削減量」として目標達成に充てることができる

1 排出量取引制度の概要

③基準排出量 (既存事業所と新規事業所)

既存事業所

平成18～22年度までの5年連続で
原油換算エネルギー使用量が1,500 k L以上の事業所

基準排出量

平成14～19年度の実績排出量を基に算定

新規事業所

既存事業所以外の事業所

大規模事業所

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
例1	1,400	1,600	1,300	1,600	1,600	1,700	2,000
例2	—	—	1,100	2,900	3,200	3,000	3,300

事業所開設

基準排出量

以下のいずれかの方法を選択

- ア 大規模事業所になる前の実績排出量を基に算定
- イ 排出標準原単位から算定

1 排出量取引制度の概要

④削減目標の設定

削減目標量 = 基準排出量 × 目標削減率

		目標削減率（第2計画期間）	
		大規模事業所と なって4年目まで	左記以外
第1区分	事務所、店舗、熱供給事業所等（1-1区分）	8%	15%
	上記のうち、他人から供給された 熱の割合が2割以上であるもの（1-2区分）	6%	13%
第2区分	第1区分以外の事業所 （工場、上下水道、廃棄物処理施設等）	6%	13%

各年度の削減目標量を足し合わせて計画期間の削減目標量とする

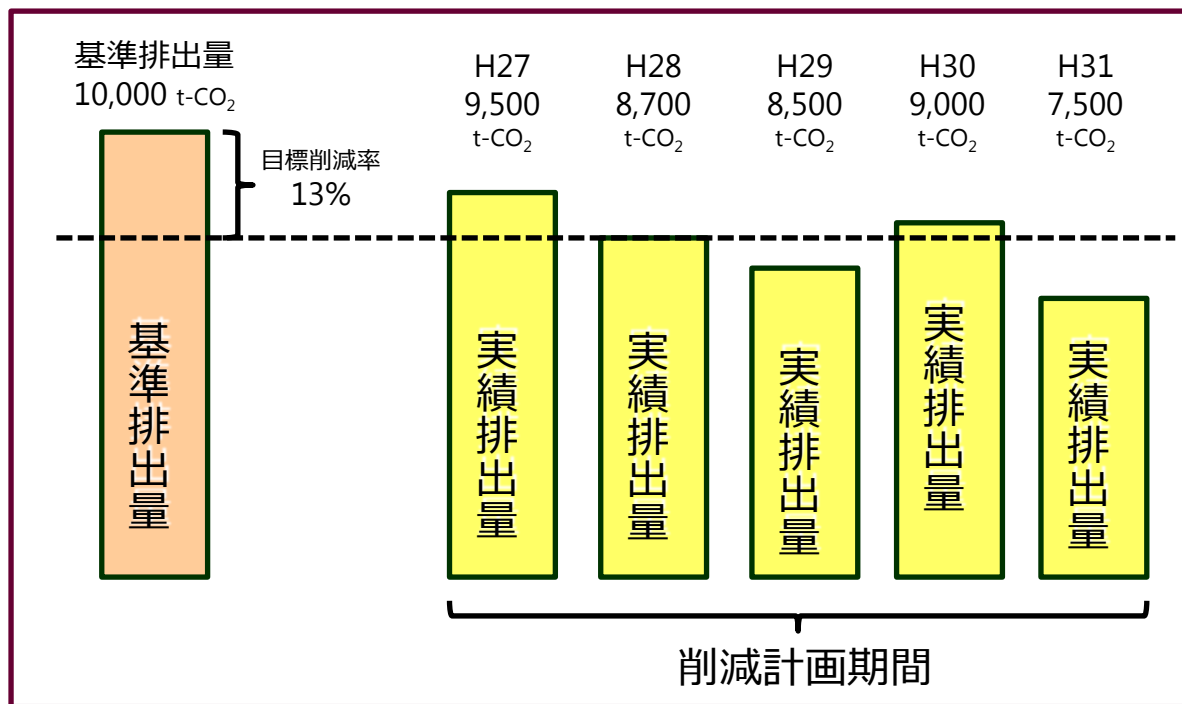
	H27	H28	H29	H30	H31	計画期間計
基準排出量	10,000t	20,000t	20,000t	20,000t	20,000t	-
目標削減率	8%	8%	8%	15%	15%	-
削減目標量	800t	1,600t	1,600t	3,000t	3,000t	10,000t

（例）H26年度から大規模事業所となった場合

1 排出量取引制度の概要

⑤ 目標達成方法

削減計画期間ごとに、複数年度で達成状況を評価。



第1計画期間	平成23～26年度 (4か年度)
第2計画期間	平成27～31年度 (5か年度)
第3計画期間 以降	平成32年度以降 5か年度ごと

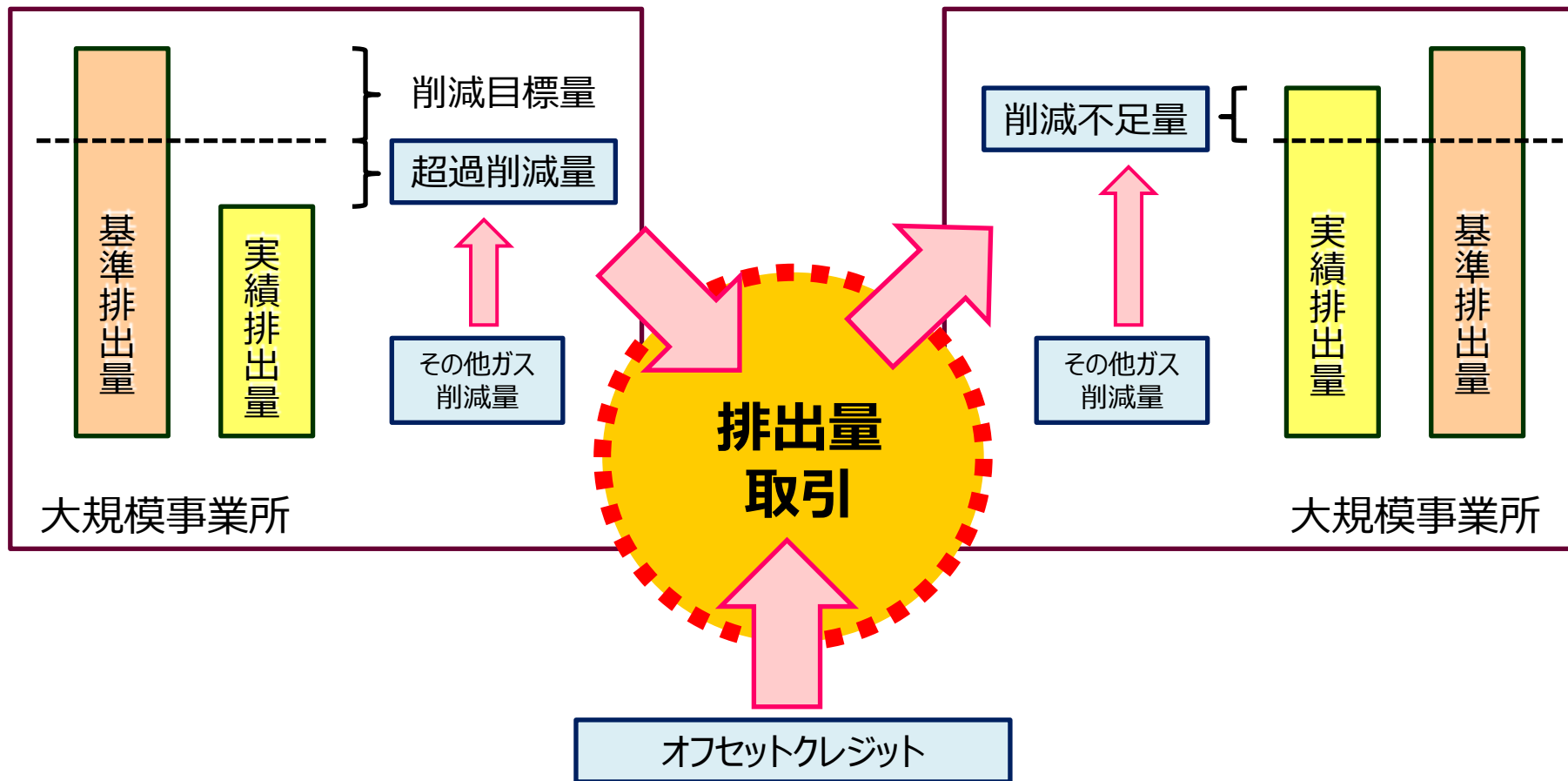
排出上限量 43,500 t-CO₂ > 実績排出量 43,200 t-CO₂

(10,000 × 5年間 × 87%) **達成** (9,500 + 8,700 + 8,500 + 9,000 + 7,500)

1 排出量取引制度の概要

⑤ 目標達成方法

自らの削減・排出量取引、どちらでも目標達成。



(中小クレジット、再エネクレジット、東京連携クレジット 等)

1 排出量取引制度の概要

事業所の範囲

1つの事業所とする範囲のとりえ方

ルール①

住宅用途、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は事業所範囲から除く

ルール②

ひとつの建物は、ひとつの事業所ととらえる

ルール③

エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合、これらをひとつの事業所として扱う

ルール④

②、③でひとつの事業所と判断された事業所に共通の所有者が存在する隣接する建物等がある場合、これを合わせてひとつの事業所とみなす

ルール⑤

②～④でひとつの事業所と判断された事業所のエネルギー使用量が1500kLを超える場合で共通の所有者が存在する近接している建物等がある場合、これを合わせてひとつの事業所とみなす

※ 1 建物等とは、「建物」と「施設」をいう

※ 2 ルール④⑤ともに「建物」の場合は主たる使用者が同一の場合に限る

1 排出量取引制度の概要

事業所の範囲 ルール③補足

ルール③
(再掲)

エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合、これらをひとつの事業所として扱う

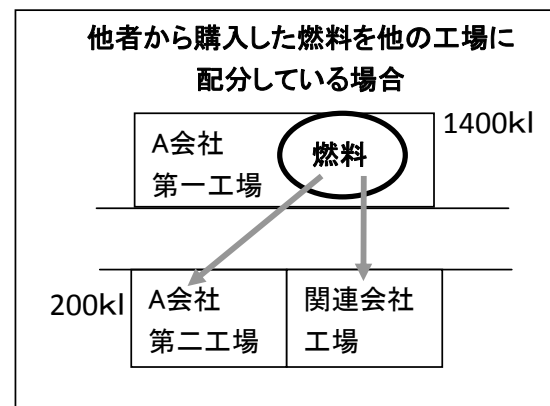
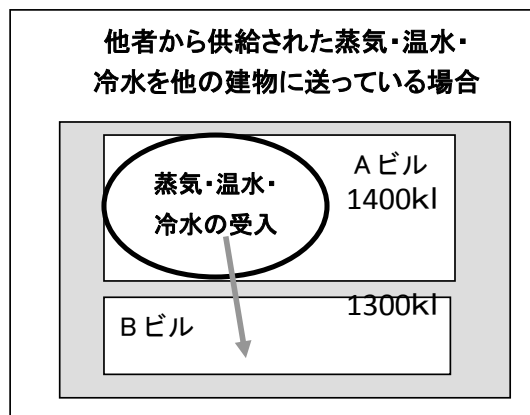
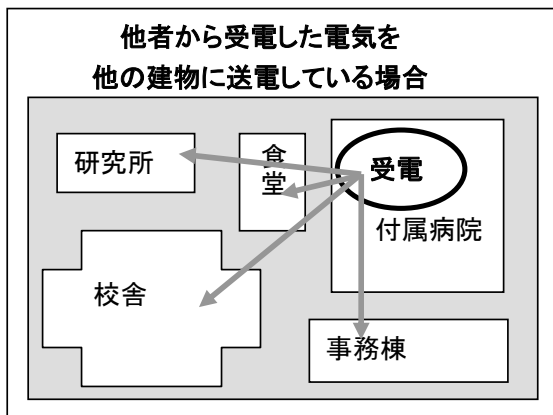
「エネルギー管理の連動性」とは・・・

電力、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態

具体的には以下のケース

- ①受電点など、エネルギー供給事業者からのエネルギー供給を受ける地点が同一である。
- ②熱供給施設で導管を連結している。

例)



※合計で1500 k l 以上の場合対象となる

1 排出量取引制度の概要

事業所の範囲 ルール④⑤補足

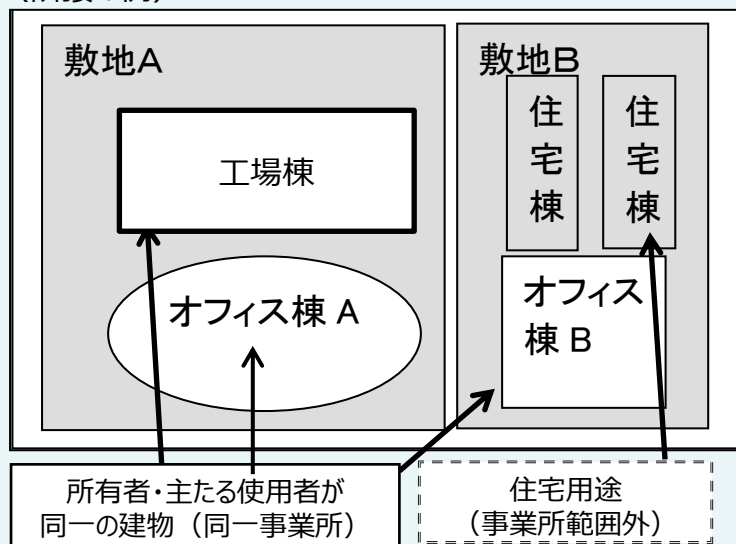
ルール④ (再掲)	ルール②又は③でひとつの事業所と判断された事業所に共通の所有者が存在する隣接する建物等がある場合、これを合わせてひとつの事業所とみなす
ルール⑤ (再掲)	ルール②～④でひとつの事業所と判断された事業所のエネルギー使用量が1500kLを超える場合で、共通の所有者が存在する近接する建物等がある場合、これを合わせてひとつの事業所とみなす

※ ルール④⑤ともに「建物」の場合は主たる使用者が同一の場合に限る。

隣接とは・・・

次の2つのいずれかの条件を満たすもの

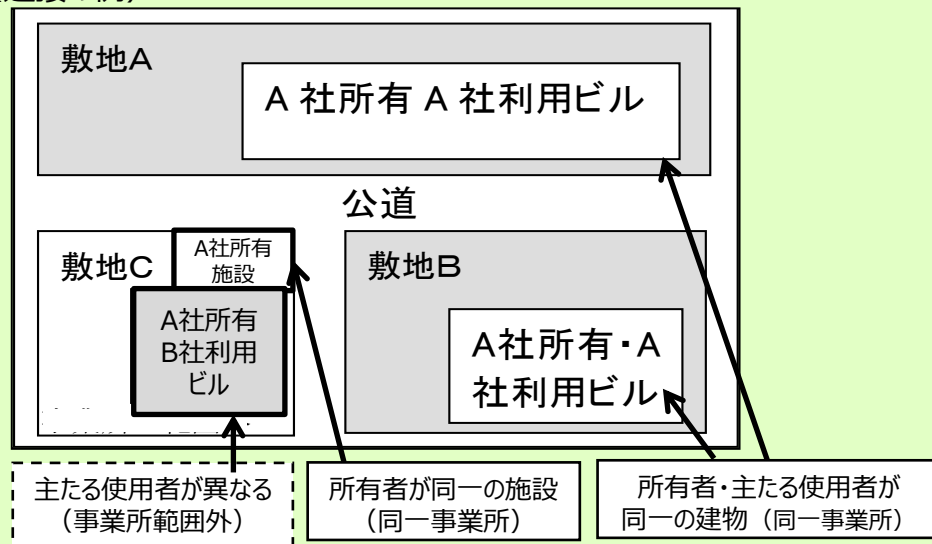
- ・同一敷地内に存在
- ・隣接する敷地内に存在
(隣接の例)



近接とは・・・

道路、水路、鉄道線路等を挟んで接している状態

(近接の例)



1 排出量取引制度の概要

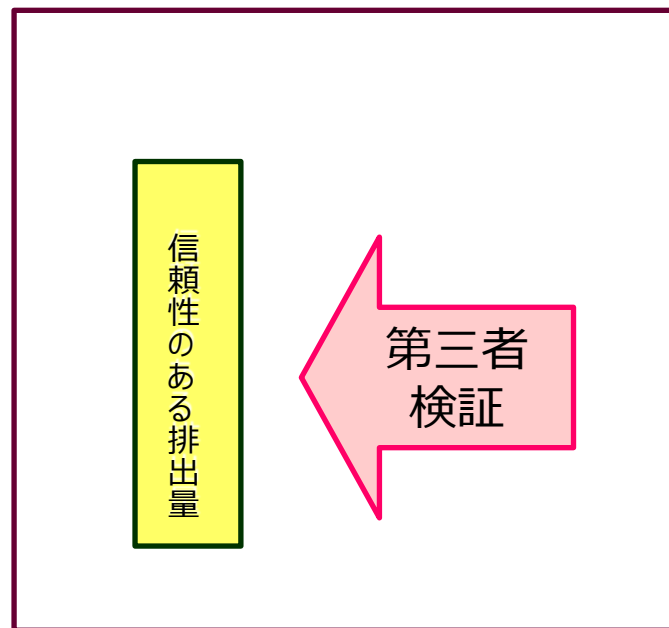
排出量の確定 ～第三者検証～

第三者の「検証」により、排出量の正確性・信頼性を確保。

第三者の「検証」により
正確性・信頼性の確保された排出量を確定し
目標達成を確認します。

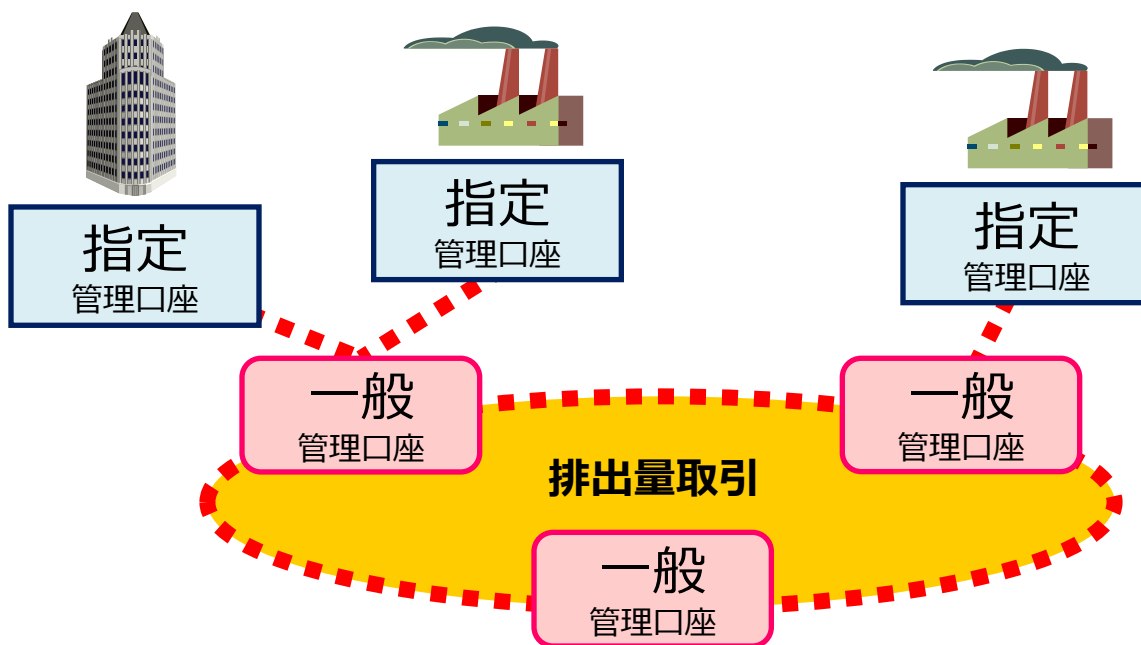
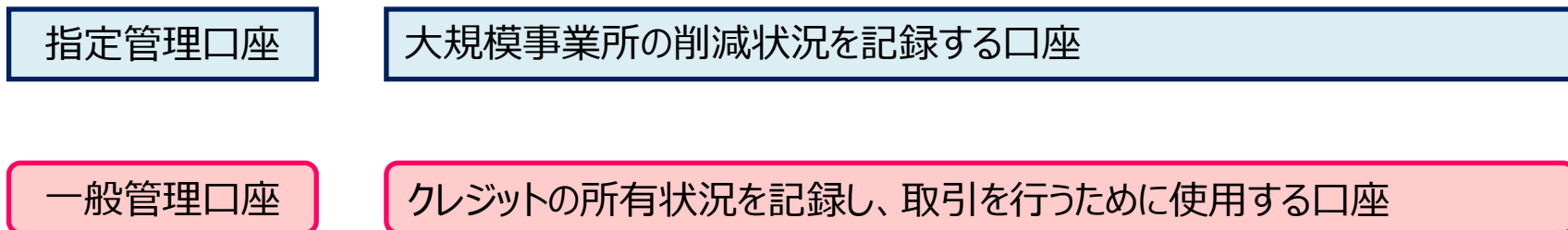
基準年度・削減計画年度について
第三者検証を受検していただきます。

※既に基準年度の検証を第1削減計画期間で
受験している事業所は、
再度、第2削減計画期間で
基準年度検証を受ける必要はありません。



1 排出量取引制度の概要 管理口座の役割

排出削減状況やクレジット所有状況は、口座で管理。



※ 管理口座は
埼玉県への申請により
埼玉県の削減量口座簿に開設

1 排出量取引制度の概要

自らの削減状況の確認方法

「審査結果のお知らせ」で確認

計画書の審査が終わった事業所から順次お送りしています。

2 第2計画期間の目標達成の見込み

第2削減計画期間	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	
削減目標量	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500
エネ起CO ₂ 排出量	8,200	8,054	8,054	8,054	8,054	40,416
削減率	18.0%	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%	
削減量	1,800	1,946	1,946	1,946	1,946	9,584
その他ガス排出量	0	0	0	0	0	0
検証	検証済	検証済				

※ 平成29年度以降の値は見込み値です（平成28年度の値を使用しています）。

第1計画期間のバンキング量

指定管理口座内の
クレジット残高(※)

4,500

※ バンキングされたクレジットの増量前の値(作成時点)です。

第1計画期間からのバンキング量（増量前）
の値が記載されています。

第2計画期間の達成状況（見込）

第2計画期間の
超過削減量①-②

3,084

※ 実際に発行できる超過削減量値と異なる場合があります。

※ マイナス値で表示されている場合は不足削減量

第2計画期間の排出削減量実績（見込）

排出削減量①

9,584

第2計画期間の削減目標

削減目標量②

6,500

プラス値であれば、バンキング量（増量前）を考慮せずとも達成見込み
マイナス値であっても、上のバンキング量と足し合わせてプラス値となれば達成可能です。

自事業所の削減状況の確認をし、取引が必要となりそうなのか、今後の対策次第で達成できそうなのかなどを今のうちから、計画的に準備等をしていくことが大事です。

1 排出量取引制度の概要

利用できるクレジット等の種類

超過削減量以外にも

目標達成に利用できるクレジット等が用意されています。

大規模事業所自らの削減対策が困難な場合は
他のクレジットを創出することで目標を達成することが可能です。
より合理的な（経済的な）方法で削減を進め、目標を達成することができます。

多くのクレジットは、事前申請や検証を必要とします。

大規模事業所での削減見込み、設備更新予定などを考慮し
計画的にクレジットを創出してください。

1 排出量取引制度の概要

利用できるクレジット等の種類

1 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

2 その他ガス削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、
その他ガス（非エネルギー起源CO₂、CO₂以外の温室効果ガス）について、削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ認められます。（他の事業所への振替はできません）
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

3 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策には、制限があります
- ※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

4 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外（東京都外）の事業所において、
エネルギー起源CO₂について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量に制限があります
- ※ 対象の県外事業所は、オフィス系・工場系の区分なく、15%の目標削減率（第2計画期間）が設定されます
- ※ 第三者による検証が必要です
- ※ 第2計画期間での算定を希望する場合は、原則として、対象は平成27年度から、当初申請は平成28年9月末までです

1 排出量取引制度の概要

利用できるクレジット等の種類

5 再エネクレジット（環境価値換算量）

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 再エネの種類によっては、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

6 再エネクレジット（その他削減量）

他制度で認証された環境価値（グリーンエネルギー証書など）をクレジット化したもの

- ※ 再エネの種類によっては、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

7 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 埼玉県森林CO₂吸収認証制度クレジットは、認証を受けた事業者しか利用できません（他者への振替できません）
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

8 東京連携クレジット

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジットです

- ※ 東京都制度において検証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限りです

2. 第2計画期間の留意事項

1 知事による指定管理口座の開設

指定管理口座・・・大規模事業所^所の削減状況を記録する口座

<口座開設が必要な者> 大規模事業所を有する事業者（大規模事業者）

● 指定管理口座の開設手続きが不要になりました

改正前

大規模事業者の申請に基づき、開設

改正後

大規模事業所になった際、知事が開設（申請不要）

2 知事による超過削減量の発行

超過削減量・・・大規模事業所が削減目標量以上に削減したときに発行できるクレジット

- 超過削減量の発行手続きが原則不要になりました。

改正前

大規模事業者の申請に基づき、指定管理口座に超過削減量を発行

改正後

知事が指定管理口座に超過削減量を発行（申請不要）

※発行は、計画期間終了後、目標達成が確認された（基準排出量確定、排出量検証等が全て終了）後に行われます。

※計画期間の途中で超過削減量の発行を行う場合は、申請が必要です。

3 知事によるクレジットの充当

充当・・・自力削減不足となった大規模事業所が目標達成をするために、指定管理口座内のクレジットを知事の管理口座に移す行為

●クレジットの充当手続きが原則不要になりました。

改正前

大規模事業者の申請に基づき、充当を行う

改正後

以下のタイミングで知事が必要量を充当する（申請不要）

- (1) 一般管理口座から指定管理口座にクレジットを移転したとき
- (2) 指定管理口座にクレジットが存在しているが、**充当期限**までに申請がされないとき

※充当期限・・・目標達成の期限（通常は平成33年9月末）の30日前

※充当するクレジットの種類を選択したい、その他ガス削減量の充当により超過削減量の量を増加させたい場合等は引き続き申請が必要です。

4 クレジットの公表について

振替可能削減量等の保有情報等の公表について（届出）

- …クレジットを発行（保有）する名義人の氏名、クレジットの種類、量などを希望により公表するための届出
公表を希望した項目は、県のHPで公表される

- 「振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について」の届出の提出を任意化し、保有量に係る情報の公表を行います。

改正前

- ・クレジットを発行する際には、届出が必須
- ・口座に発行したクレジット情報等を希望にあわせて公表

改正後

- ・クレジットの保有情報等を公表したい場合（もしくは、公表の有無を変更したい場合）に届出を行う。
- ・口座に保有されているクレジット情報等を希望に合わせて公表

※ 初めてクレジットを保有する口座で当該届出がされない場合は、全事項非公表と取扱います。

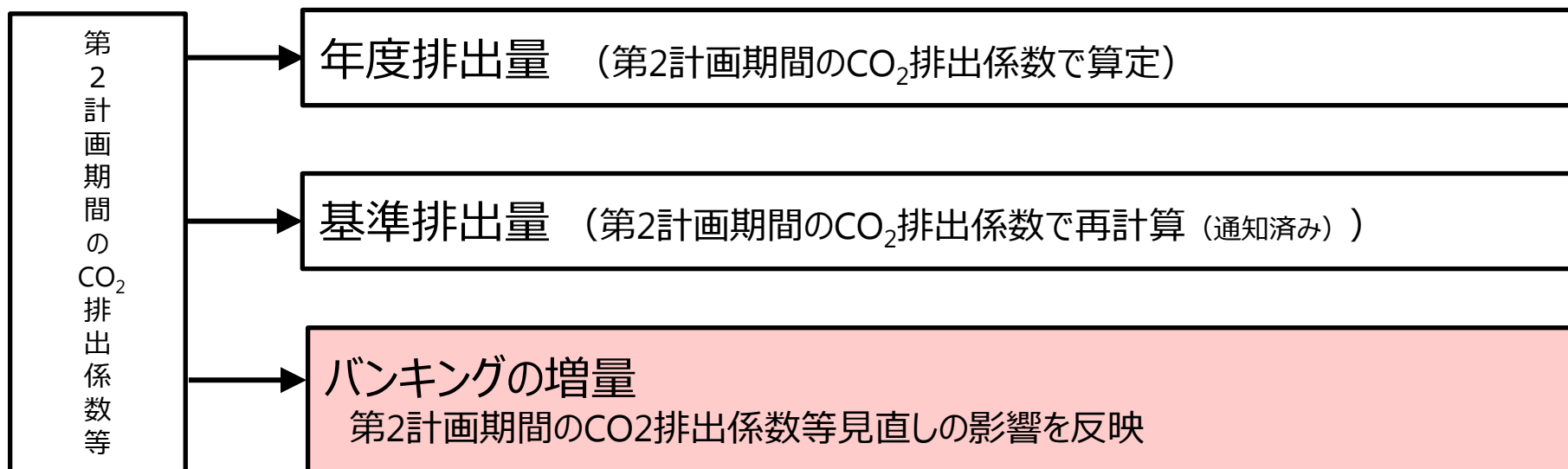
2 第2計画期間の留意事項

バンキングの増量 (CO₂排出係数の見直し)

排出係数等の見直しに伴って、バンキング量は増量されます。

CO₂削減効果をより実態に合うものとするため、直近のデータを基に
第2計画期間の排出量算定に用いる排出係数・地球温暖化対策係数を見直して設定。
(第1計画期間と同様、排出係数は計画期間中固定)

(例) ・他人から供給された電気 0.386 → **0.495** (t-CO₂/千kWh)
・メタン 21 → **25**



※ 増量の申請等は不要です。事前に改めて通知します。

2 第2計画期間の留意事項 バンキングの増量の倍率

クレジットの種類によって、乗じる倍率は変わります。

$$(\text{第2計画期間のクレジット量}) = (\text{第1計画期間のクレジット量}) \times (\text{倍率})$$

クレジット等の種類	クレジット量に乗ずる倍率
超過削減量	<ul style="list-style-type: none"> クレジット等の対象事業所の第1計画期間と第2計画期間の基準排出量比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の基準排出量}}{\text{第1計画期間の基準排出量}}$
県外クレジット	
削減不足量	
再エネクレジット	<ul style="list-style-type: none"> 第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の排出係数}}{\text{第1計画期間の排出係数}}$
その他ガス削減量	
県内中小クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 電気の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の電気の排出係数 (0.495 t-CO}_2\text{/千kWh)}}{\text{第1計画期間の電気の排出係数 (0.386 t-CO}_2\text{/千kWh)}}$
森林吸収クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 増量しない
東京連携クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 東京都規定の倍率を適用

2 第2計画期間の留意事項 バンキングの増量の計算

超過削減量

超過削減量の増加倍率は、次の式により算出します。

$$\text{倍率} = \frac{\text{第2計画期間の基準排出量}}{\text{第1計画期間の基準排出量}}$$

- ・第1計画期間において基準排出量の変更を行った場合、
「第1計画期間の基準排出量」については、最後の変更後の量（1年分の変更量を増減した量）
「第2計画期間の基準排出量」については、当初の基準排出量
- ・各基準排出量には、制度変更に伴う変化量（基準年度2年→1年による変更量、高効率コージェネレーション削減量）は考慮しない。

倍率を算出するための各基準排出量は、以下の通知で確認できます。（※）

「目標設定型排出量取引制度の第2計画期間における基準排出量について（通知）」

- ※ 第2計画期間で標準的でない年度を追加した事業者については、本通知に記載の基準排出量から倍率を求めることができませんので、個別に対応させていただきます。

2 第2計画期間の留意事項 バンキングの増量の計算

超過削減量

県外クレジット

① (一斉増量時に) 創出した事業所にクレジットがある場合

事業所A

(例) 創出した事業所Aの倍率
第1計画期間の基準排出量 10,100 t-CO₂
第2計画期間の基準排出量 12,400 t-CO₂
倍率 = 12,400 ÷ 10,100
= 1.22772277.....
= **1.2277228**
※小数点第8位四捨五入

クレジット

80 t-CO₂

98 t-CO₂

創出事業所Aの倍率

$$\begin{aligned} & 80 \text{ t-CO}_2 \times 1.2277228 \\ & = 98.217824 \\ & = 98 \quad (\text{小数点以下切り捨て}) \end{aligned}$$

② (一斉増量時に) クレジットが移転していた場合

クレジットが他の事業所に移転されている場合も、創出事業所の倍率が適用される。

創出事業所A
(倍率 1.2277228)

80 t-CO₂

80 t-CO₂

移転先事業所B
(倍率 1.1889988)

× 創出事業所Aの倍率

98 t-CO₂

$$80 \text{ t-CO}_2 \times 1.2277228$$

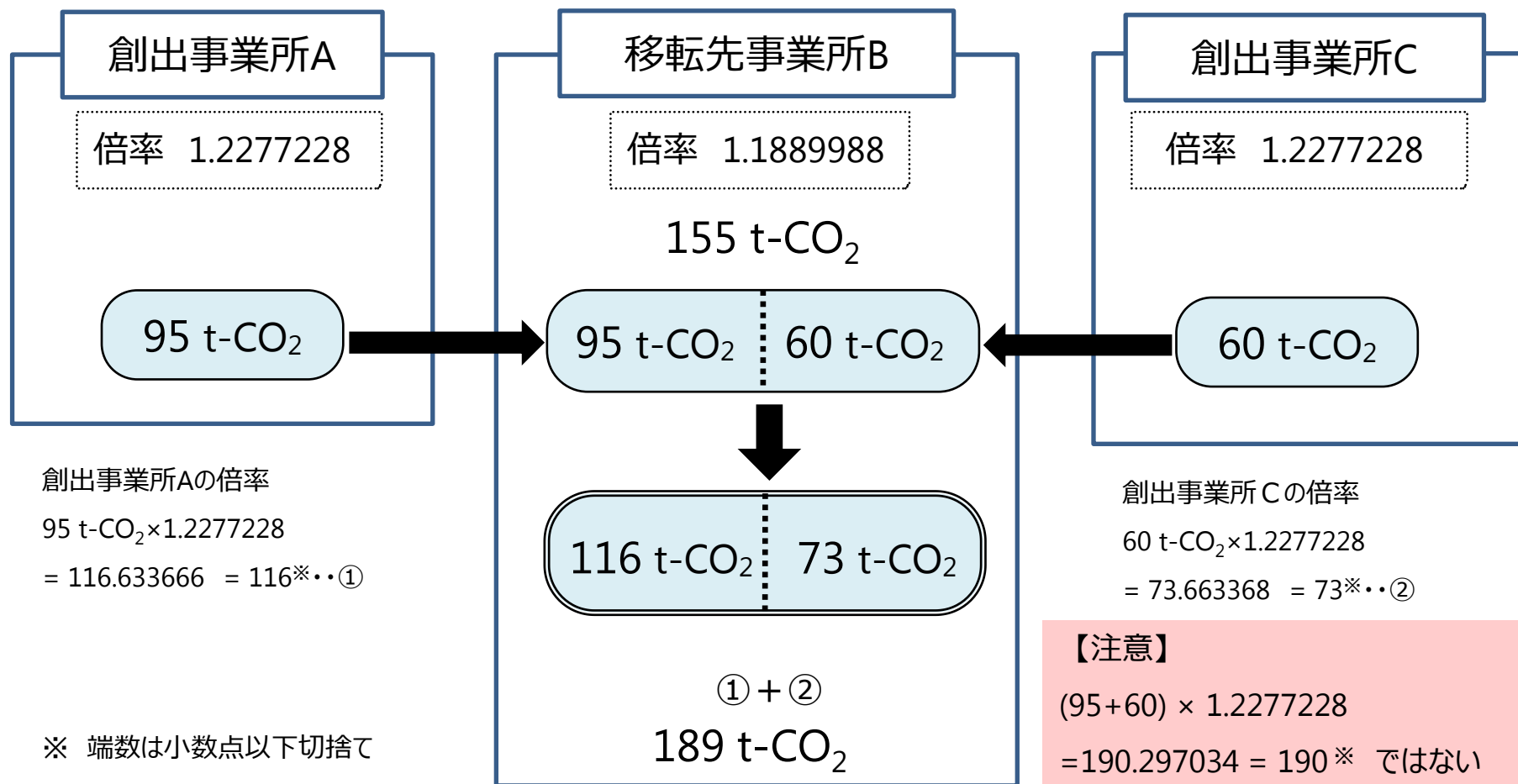
2 第2計画期間の留意事項 バンキングの増量の計算

超過削減量

県外クレジット

③ (一斉増量時に) 複数の事業所が創出したクレジットがある場合

倍率が同じ場合も創出事業所ごとに倍率を乗じたうえで合算する。



2 第2計画期間の留意事項 バンキングの増量の通知

様式第18号 (案)

振替可能削減量等 抹消 通知書
更正

温 対 第 号
平 成 年 月 日

〇〇〇株式会社
代表取締役 △△ △△ 様

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県削減量口座簿取扱要綱 第19条 第1項、第4項、第6項 の規定により次のとおり
第19条 第1項

振替可能削減量等を 抹消 したので 第19条 第9項
更正 第19条 第4項 の規定により振替可能削減量等の
抹消
更正 を通知します。

口座番号	110-100-00000000000000 ■■■	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 〇〇〇株式会社 埼玉事業所	事業所の所在地	さいたま市浦和区◎◎
	事業所番号	000 ■ 01	
抹消(更正)の原因となった事由	削減計画期間の移行による電力の排出係数等の見直し		
振替可能削減量等に係る情報(排出係数見直し後)	種 類	超過削減量	
	数 値	10,000 t-CO2	
	識別番号	110-30000001~110-30010000	
抹消(更正)の対象となる増量(減少)の記録に係る情報	第1削減計画期間からバンキングされたクレジット等(9000 t-CO2)を電力の排出係数等の見直しにより増量したものです。		
備 考	クレジット等の増量方法については別添資料参照のこと		

(日本工業規格A列4番)

バンキング増量に係る通知を順次、通知しています。

書類名：振替可能削減量更正通知書

送付先：口座名義人

(口座管理者がいる場合は口座管理者にも送付しています)

口座番号
(増量が記録される口座)

クレジットの種類

増量後のクレジット量

増量前のクレジット量

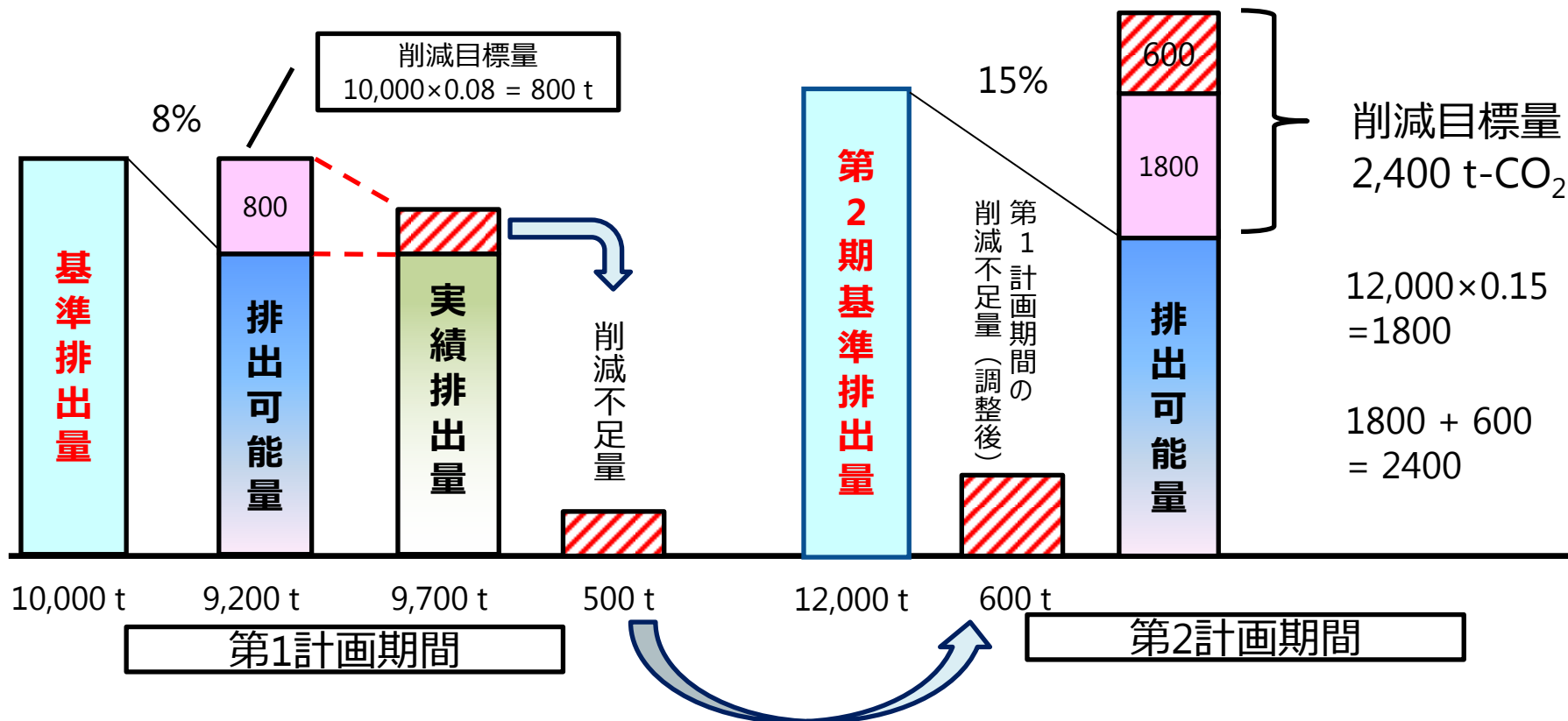
口座ごと、クレジットごとに
通知を1通作成しています

2 第2計画期間の留意事項 削減不足量の繰り越し

削減不足量

削減不足量は、次の計画期間に繰り越されます。

第1計画期間の整理期間（平成28年9月末）までに、目標達成ができなかった事業所については、第1計画期間の削減不足量を第2計画期間に繰り越し、第2計画期間の削減目標量に加算します。（ただし、排出係数の見直しに合わせ、繰り越す量を調整します）



2 第2計画期間の留意事項 削減不足量の増量の計算

削減不足量

増量された削減不足量は、第2計画期間の削減目標量に加算される。

事業所A

【第1計画期間】

850 t-CO₂ 削減不足

事業所Aの倍率

第1計画期間の基準排出量 10,100^t

第2計画期間の基準排出量 12,400^t

倍率 = $12,400 \div 10,100$
= 1.22772277.....

= **1.2277228**

※小数点第8位四捨五入

事業所Aの第2計画期間の削減目標量は、

8,060 (加算前) ①

不足削減量

850 t-CO₂

1,044 t-CO₂

事業所Aの倍率

$850 \text{ t-CO}_2 \times 1.2277228$

= 1043.56438

= 1,044 ②

※小数点以下切り上げ

①8,060 + ②1,044 = 9,104

事業所Aの第2計画期間の削減目標量は、
8,060t-CO₂ではなく、9,104t-CO₂となります

2 第2計画期間の留意事項 クレジット等の有効期限

クレジット等には有効期限があります。

一部のクレジットを除き、
原則、第1計画期間の削減量の有効期限は、第2計画期間までとなります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」**以外**の有効期限

クレジット等の種類	有効期間
超過削減量	第1計画期間の削減量 ⇒第2計画期間まで使用可能 (充当手続きは平成33年9月末まで可能)
県外クレジット	
再エネクレジット (環境価値換算量)	
その他ガス削減量	
県内中小クレジット	
東京連携クレジット	

2 第2計画期間の留意事項 クレジット等の有効期限

クレジット等には有効期限があります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」の有効期限

【原則】

第X計画期間に証書等として発行された量
→有効期限は第(X+1)計画期間まで

再エネクレジット（その他削減量）及び森林吸収クレジットを発行した時期ではなく、
証書等の発行時期により有効期限が異なることに注意。

（例外）第1計画期間以前に発電（吸収）された量の取扱い

発電（森林吸収）された時期	証書等の発行時期	有効期限
平成20～22年度	第1計画期間	第2計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
平成20年度より前	第1計画期間	第1計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
	平成20年度より前	本制度に利用できない

3. 排出量取引の実務

3 排出量取引の実務

取引までの流れ -達成事業所-

①目標達成事業所が超過削減量に移転する場合の例

	項目	内容	県への必要手続
1	指定管理口座開設	削減状況を記録する口座を開設	なし
2	一般管理口座開設	取引を行う口座を開設	一般管理口座開設申請
3	排出量の第3者検証	排出量を確定する	検証結果報告書
4	目標達成状況の確認	発行可能な超過削減量の確認	なし
5	超過削減量の発行	取引を行うための超削減量を発行	振替可能削減量等発行等申請 (※ 計画期間の途中で発行する場合のみ)
6	取引相手を探す	取引相手を探す	なし
7	契約手続き	取引相手との契約を交わす	なし
8	排出量取引の実施	クレジットを相手に移転する	振替可能削減量振替申請

3 排出量取引の実務

取引までの流れ -未達成事業所-

②目標未達成事業所がクレジットを取得する場合の例

	項目	内容	県への必要手続
1	指定管理口座開設	削減状況を記録する口座を開設	なし
2	一般管理口座開設	取引を行う口座を開設	一般管理口座開設申請
3	排出量の第3者検証	排出量を確定する	検証結果報告書
4	目標達成状況の確認	調達すべきクレジットの量を確認	なし
5	取引相手の選定	取引を行う相手を探す	なし
6	契約手続き	取引相手との契約を交わす	なし
7	排出量取引の実施	取引相手からクレジットを取得する	なし
8	未達成の事業所へ移転	未達成の事業所へクレジットを移転する	振替可能削減量振替申請
9	充当手続き	未達成の事業所にクレジットを充当する	なし

3 排出量取引の実務 管理口座の開設

指定

指定管理口座は、大規模事業所ごとに開設される（申請不要）。

指定管理口座は、知事が開設を行い、開設後、事業者あてに開設通知を送付します。

○開設されるタイミング

→大規模事業所の基準排出量決定時

基準排出量決定協議書の中で指定管理口座に係る連絡先等の情報を記載いただきます。

公表希望の有無の中で「公表」を選択された項目については指定管理口座とあわせ内容を県ホームページで公表します。

基準排出量決定協議書

平成 年 月 日

協議者（大規模事業所の設置者）

住所

名称

代表者職・氏名（押印不要）

目標設定型排出量取引制度における基準排出量を決定するため、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン」等の規定に従い算出した基準排出量について、協議します。

1 事業所情報等

事業所の名称		
事業所の所在地		
主たる事業内容		
基準排出量決定協議に係る連絡先	会社名	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
メールアドレス		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名	公表
	郵便番号	
	住所	
	所属名	公表
	担当者名	
	電話番号	公表
FAX番号	公表	
メールアドレス	公表	

3 排出量取引の実務

管理口座の開設

一般

一般管理口座は、取引を行う事業者が開設（申請必要）。

排出量取引を行う事業者は、一般管理口座を開設してください。

取引見込みの事業者もあらかじめ開設をしてください。

同一法人内で取引をする場合も開設が必要です。

複数の大規模事業所を有する事業者であっても、開設は1口座でも構いません。

申請書類

- ・ 一般管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書（既に提出している証明書から変更がない場合はコピーでも可）
- ・ 別添（口座の開設要件に係る事項、公表を希望する事項、関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報）

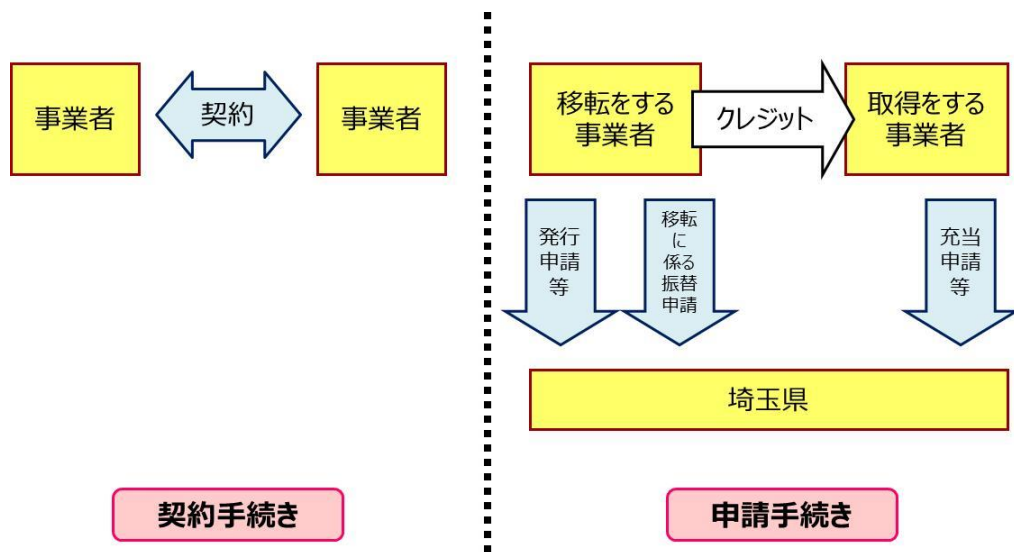
開設されましたら、開設通知書をお送りします。

- ・ 大規模事業者以外に限り、計画期間ごとに更新申請が必要です。
（平成33年9月までに申請）

3 排出量取引の実務

排出量取引の基本について

- 県の排出量取引は相対取引である。
- 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約はない。
- 契約手続きは取引事業者間で。移転申請手続きは埼玉県へ。



3 排出量取引の実務 発行申請（超過削減量）

計画期間の途中で超過削減量を発行したい場合は発行の申請を行います。

（指定管理口座に発行されます）

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。

（口座に係る全ての申請に共通）

※基準年度及び発行を行う年度の排出量が確定している

（**検証が終了している**）必要があります。

※計画期間終了後は、知事が一括で発行を行いますので

発行申請は**不要**となります。

様式第13号 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

住所氏名
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減口座簿取扱要領第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
振替可能削減量等に係る情報	種類	超過削減量	
	発行又は振替の数量 振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号		
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

裏面も記載すること

(様式URL)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

3 排出量取引の実務 発行申請（オフセットクレジット）

オフセットクレジットは一般管理口座に発行します。

- 申請者
口座名義人又は口座管理者
- 申請書類
振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。
（口座に係る全ての申請に共通）

※クレジットごとの詳しい添付書類については個別にご相談ください

※認定等の申請と発行申請の同時申請可能

様式第13号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	事業所番号		
振替可能削減量等に係る情報	種類	再エネクレジット	
	発行又は振替の数量	〇〇t-CO ₂	
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号	〇〇〇〇〇	
添付書類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

備考 受付欄には、記入しないこと。

3 排出量取引の実務 発行申請

クレジットの発行（保有）情報を公表（変更）したい場合に提出

● 提出書類

(1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

(2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

○ 県ホームページで公表しているクレジット等の保有情報に掲載するかの届出

○ 口座ごと、クレジットの種類ごとに記載してください

○ 公表項目は以下のとおり

- ・ 口座番号、口座名義人名称
- ・ クレジットの種類
- ・ クレジットの発行（保有）量

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇
氏名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量等に係る情報*	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び口座名義人の名称	振替可能削減量の種類	振替可能削減量の発行（保有）量
110-100-00000000####-00	超過削減量	有り 無し	有り 無し	有り 無し
110-110-00000000####-00	再エネクレジット	有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し

※ 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）
※ 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

印鑑証明書の印

（公表先URL）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

3 排出量取引の実務 契約相手の選定

自らに合った取引相手を選定。

同一法人や関連法人等の付き合いのある事業者から選定する
制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています

県HPでクレジットの所有を公表している事業者から選定する
事業者の希望により保有状況は県HPで公表しています
保有をしている事業者は、積極的に公表を行ってください

グリーンエネルギー証書発行事業者や
J-クレジット等を取扱う事業者から選定する
以前のセミナー等で出展した事業者の情報は、県HPで公表しています

クレジットの仲介事業者から選定する
以前のセミナー等で出展した事業者の情報は、県HPで公表しています

3 排出量取引の実務 契約相手の選定

契約にあたって、所有状況や価格等を確認。

- 取引に必要な口座を開設しているか
 - 取引を希望する量のクレジットを所有しているか
 - 埼玉県制度の目標達成に利用できるクレジットであるか
県HPで口座開設状況や所有状況が公表されています。
(公表を希望している事業者のみ、定期的に更新)
発行や振替を受けた記録は、「発行通知書」「振替通知書」等により確認できます。
(発行や振替が行われた事業者に対し、埼玉県が通知を発行します)
また、最新の所有状況は、「削減量口座簿記録事項証明書」により確認できます。
(口座名義人からの申請により、口座名義人に対し、埼玉県が証明書を発行します)
- 希望する時期に取引をすることが可能か
埼玉県への口座開設、発行、振替の申請については、一定の処理期間を要します。
取得後の充当手続きに要する期間も考慮して、期限に間に合うか検討してください。
- 取引予定価格はいくらか
価格は取引当事者の合意により決定されます。
定価等はありません。また無償であっても構いません。
契約相手の選定にあたっては、複数者から見積もり等を徴取することをお勧めします。
また、ロット（購入単位）により価格は変動することが一般的です。

3 排出量取引の実務 契約手続き

手続きの不履行や、料金未払い等のトラブル等を防止するため契約書を作成して、契約を締結することをお勧めします。

契約書において取り決める事項の例 ①

- ・振替を行う口座、クレジットの種類、識別番号（シリアル番号）
複数のオフセットクレジット等を所有する事業者と取引する場合で、希望するオフセットクレジットを取得したい場合は識別番号などを用いて、取引を行うクレジットを明確にしましょう。
- ・振替を実行する時期（期限、予定日）
振替実行は、申請書の提出を受けて、県が行います。
申請書に実行希望日を記入することができますが、一定の事務処理期間を要しますので、希望日どおりの実行ができない場合があります。また申請書類の不備などによっては、大きく手続きが遅れる可能性もあります。希望日どおりの実行ができなかった場合の対応なども取り決めておきましょう。

3 排出量取引の実務 契約手続き

契約書において取り決める事項の例 ②

・申請手続きを履行すること

振替に関する申請手続きは、契約当事者のうち、一者が行います。

(所有するクレジットが減少する事業者しか申請手続きはできません)

手続きを確実に履行する規定を、契約書に明記しましょう。

・振替実行完了の確認方法

振替通知は、申請者（所有するクレジットが減少する事業者）にしか発行されません。

振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。

〔 減少する事業者に発行される振替通知書の写しを、増量する事業者に渡す
増量する事業者が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する 等 〕

・履行確認と代金支払い

契約の履行確認と、代金支払いの時期・方法を定めておきましょう。

・契約不履行時の対応

振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない

虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだった、など

契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。

〔 例：期日までに代金が支払われなかった場合は、
買主がクレジットを移転元に戻す申請をすることを義務付ける、等 〕

3 排出量取引の実務

契約に係る参考URL

「指針・要綱・ガイドライン」

(口座簿に係る要綱、取引ガイドライン 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

「大規模事業所の排出状況・削減状況」

(県内大規模事業所の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

「管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況」

(クレジットの所有状況等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

「排出量取引の契約手続き（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」

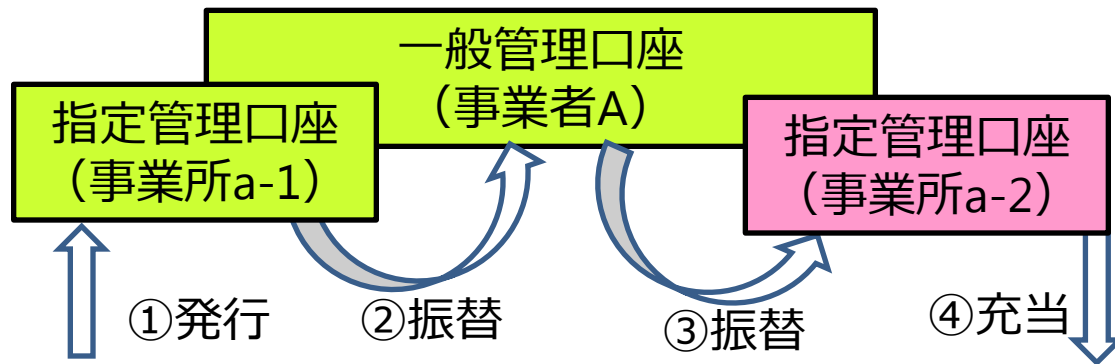
(契約上の注意点、契約書の参考様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

3 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

自社の他事業所の超過削減量による目標達成



- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| ① | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」 |
| ② | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ③ | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ④ | 申請不要 | (③の申請を持って自動で充当されます) |

※ ①は計画期間の途中で発行する場合のみ必要

※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

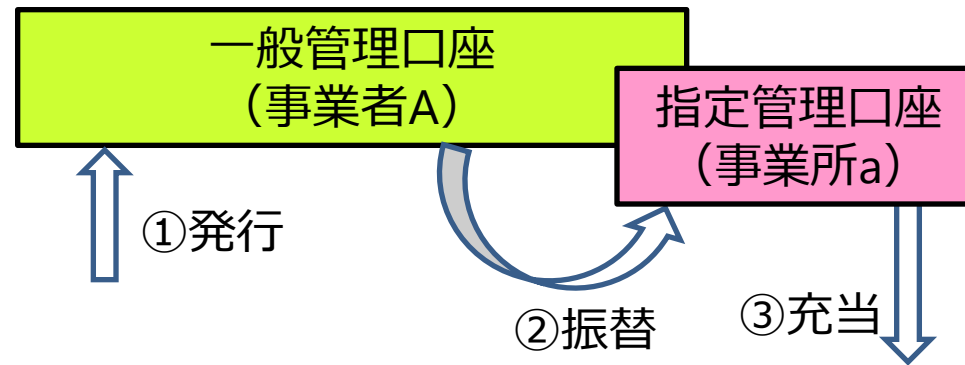
※ ①～③は同時申請可能です

※ 一般管理口座から指定管理口座に振替した超過削減量やオフセットクレジットは一般管理口座に振替することができなくなります。

3 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

自社のオフセットクレジットによる目標達成



- ① 申請者 A 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」
- ② 申請者 A 申請書「振替可能削減量振替申請書」
- ③ **申請不要** (③の申請を持って自動で充当されます)

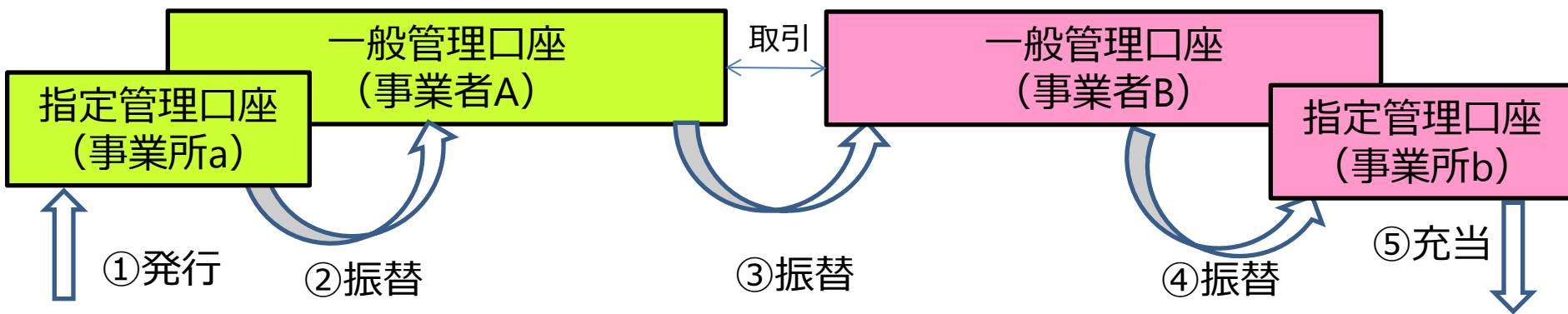
※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ ①～③は同時申請可能です

3 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

他の事業者の持つ超過削減量による目標達成



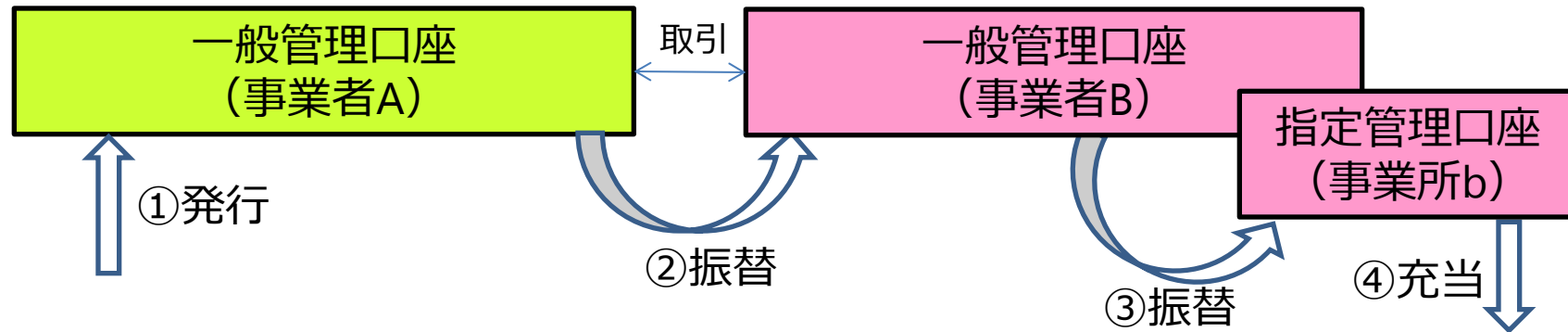
- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| ① | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」 |
| ② | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ③ | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ④ | 申請者 B | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ⑤ | 申請不要 | (④の申請を持って自動で充当されます) |

- ※ ①は計画期間の途中で発行する場合のみ必要
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①~③は同時申請可能です
- ※ ③に対する県の通知が発行された後に、④の申請が可能となります
- ※ A,Bの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

3 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

他の事業者のオフセットクレジットによる目標達成



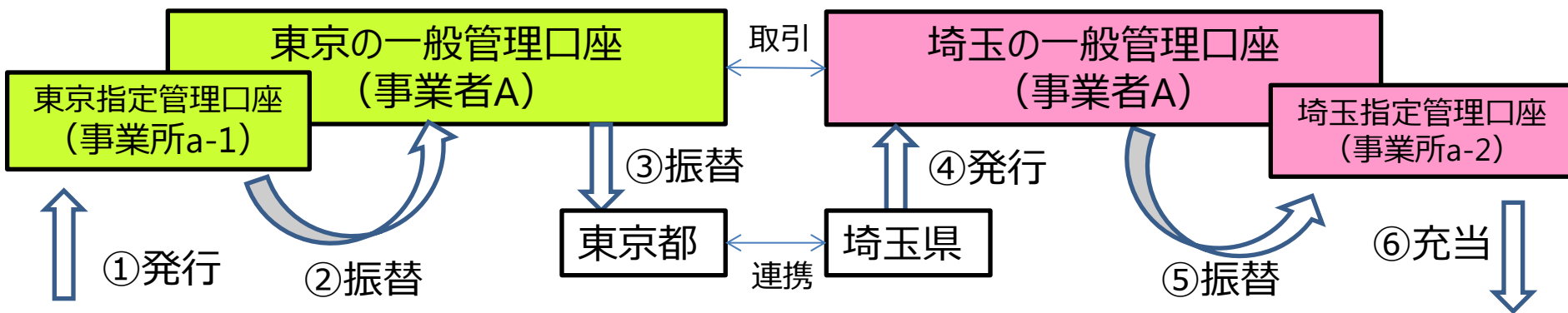
- | | | |
|---|-------------|---------------------|
| ① | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量等発行等申請書」 |
| ② | 申請者 A | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ③ | 申請者 B | 申請書「振替可能削減量振替申請書」 |
| ④ | 申請不要 | (③の申請を持って自動で充当されます) |

- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①,②は同時申請可能です
- ※ ②に対する県の通知が発行された後に、③の申請が可能となります
- ※ A,Bの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

3 排出量取引の実務

目標達成に係る申請手続き

同一事業者内の東京都の事業所の超過削減量による目標達成



- | | | | | |
|---|-------|----------------------|-----|-----|
| ① | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」 | 提出先 | 東京都 |
| ② | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」 | 提出先 | 東京都 |
| ③ | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」 | 提出先 | 東京都 |
| ④ | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」 | 提出先 | 埼玉県 |
| ⑤ | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」 | 提出先 | 埼玉県 |
| ⑥ | 申請不要 | (⑤の申請を持って自動で充当されます) | | |

※ ①～③の申請については東京都にお問い合わせください

※ ③に対して、東京都から「クレジット等の減少記録を証明する書類」が発行されるので、その書類を添付して④の発行申請をする。

※ ④～⑥は同時申請可能で、それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ 取引の間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

※ 東京都から移転可能なクレジットは都制度の超過削減量、都内中小クレジット、埼玉連携クレジットです

※ 都への移転も逆の手順で行うことができます

※ 都へ移転可能なクレジットは県制度の超過削減量、県内中小クレジット、東京連携クレジットです

3 排出量取引の実務

振替申請（オフセットクレジット等共通）

● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

● 添付書類

(1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

(2) 振替可能削減量等の発行等に 係る情報の公表について **（任意）**

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
住所 株式会社〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 **印**
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録される口座情報	口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	指定
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	株式会社〇〇 〇〇工場 〇〇市〇〇△△-△△-△△ 〇〇〇〇〇〇	
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減に係る情報	種類	再エネクレジット		
	振替の数量	〇〇t-CO ₂		
1単位当たりの取引価格		〇〇円/t-CO ₂		
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

移転元が指定の場合記載

移転先が一般の場合記載

移転先が指定の場合記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

備考 受付欄には、記入しないこと。

裏面も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

3 排出量取引の実務

振替申請（オフセットクレジット等共通）

- ※ 一般管理口座に複数の事業所のオフセットクレジット等がある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のオフセットクレジット等に移転するか選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいオフセットクレジット等から移転します。
- ※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。
（会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため）
- ※ 振替後の通知は移転元の申請者にのみ送付します。

移転先事業者が確認するには次の方法等があります。

- ・移転元事業者が発行される振替通知書の写し
- ・移転先一般管理口座の口座簿記録事項等証明書

3 排出量取引の実務 振替申請（埼玉連携クレジット）

東京都の一般管理口座に移転する場合の申請

● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

● 添付書類

(1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

(2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について **（任意）**

※ 増加の記録がされる口座情報には東京都の口座を記入

※ 申請者には埼玉県から

「クレジット等の減少記録を証明する書類」が通知される。

この書類を添付して東京都に発行申請する

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和高砂
〇〇—〇〇—〇〇
住所 株式会社〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	110-100-00000000###-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録がされる口座情報	口座番号	〇〇〇-110-〇〇〇	管理口座の種類	東京都口座
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	株式会社〇〇		
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇 月 〇〇 日		
振替可能削減量に係る情報	種類	超過削減量		
	振替の数量 識別番号	〇〇t-CO ₂		
1単位当たりの取引価格		〇〇円/t-CO ₂		
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

口座の種類は東京都口座とし、東京都の移転先口座を記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

裏面も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

3 排出量取引の実務 口座情報の証明

- 申請者

口座名義人又は口座管理者

- 申請書類

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

- 添付書類

印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

様式第20号

平成〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

住所
氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第24条第1項の規定により、削減量口座簿に記録されている事項であって、次の管理口座に記録されているもののうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

口 座 番 号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
証明を希望する事項	別添のとおり		
交付を希望する数	〇 通		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名		
	郵便番号		
	管理部署住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	ファクス番号		
	E-mailアドレス		
(受付欄)			

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

印鑑証明書の印

指定への証明の場合記載

連絡先を記載

(様式URL)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

3 排出量取引の実務 口座情報の証明

※ 取引前にクレジットの数量等を確認することをお勧めします。

裏面

別添（証明を希望する事項）

チェック	指定管理口座	チェック	一般管理口座
<input checked="" type="checkbox"/>	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号	<input checked="" type="checkbox"/>	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号
	オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付		オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
	超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付		オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
	一般管理口座との関連付けの状況		指定管理口座との関連付けの状況
	クレジット等の充当量及び充当した日付	証明を希望する年月日	
	指針別表第5の目標達成の状況	平成 年 月 日時点 における口座情報の証明	

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="checkbox"/> 有 ・ 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書（原本）又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

（様式URL）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

3 排出量取引の実務

排出量取引に関する会計処理

目標設定型排出量取引制度に係る会計処理を行う際の実務上の参考として

「目標設定型排出量取引制度に係る会計処理に関する基本的考え方」

を公表しています。（平成24年6月 埼玉県 環境部）

✓ 各取引場面での仕訳例を含む具体的な会計処理の一例の提示

■ 留意事項

- ✓ この「基本的考え方」は、排出量取引に係る会計処理の一例を示したものであって、新たに本県が会計基準を定めるものではありません。
- ✓ そのため、実際の実務に当たっては、ご担当の公認会計士に相談しながら会計処理するようお願いいたします。

以下のページからダウンロードできます

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

3 排出量取引の実務

排出量取引に関する税務

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、
関東信越国税局の法人税に係る文書回答事例

「埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度に
おける排出量取引に係る税務上の取扱いについて
(平成27年3月19日回答)」

を参考にしてください。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

以下のページから閲覧できます
<http://www.nta.go.jp/kantoshinetsu/shiraberu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

3 排出量取引の実務

排出量取引における注意点（おさらい）

○ 口座の準備をしましょう

- ・指定管理口座、一般管理口座、指定・一般の関連付け
- ・（移転元の場合）クレジットの発行
- ・変更届出書等はないか

○ 取引前にクレジットの保有状況を確認しましょう

- ・県HP、発行・振替通知書、**口座の証明書**で確認

○ 取引にあたっては契約手続きを取りましょう

- ・契約書の記載事項が十分であるか確認

○ 第2計画期間の目標達成の期限は平成33年9月末ですが、 必要な準備や社内での調整はお早めに

- ・社内手続きの期間、契約手続きの期間、申請手続きの期間、県の標準処理期間（次ページで説明）などを考えて対応してください。

◎ 排出量取引に係る投資トラブルに気を付けましょう

3 排出量取引の実務

大規模事業所廃止

大規模事業所の廃止要件

- [1] 事業活動を廃止又は休止したとき
- [2] 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未滿となったとき
- [3] 前年度まで原油換算エネルギー使用量が3年度連続して1,500kL未滿となったとき
- [4] 他の大規模事業所の一部となったとき

廃止の届出

- [1]の場合
休止、廃止した日から30日以内に大規模事業所廃止届出を提出する
- [2、3]の場合
要件に該当した年度の翌年度の7月末まで、大規模事業所廃止届出を提出できる
→届出を行わなければ、大規模事業所として存続可能。
- [4]の場合
別途、合体もとの大規模事業者が大規模事業所承継届、基準排出量決定協議を行った後
一部となった大規模事業所は、自動廃止される

3 排出量取引の実務 大規模事業所廃止

廃止事業所（目標達成）の手続きのフロー

	項目	内容	県への必要手続 →(県からの通知)
1	大規模事業所の廃止	大規模事業所廃止の旨を届ける	大規模事業所廃止等届出書 →大規模事業所廃止等承認通知書
2	一般管理口座開設	取引を行う口座を開設	一般管理口座開設申請 →管理口座開設通知書
3	排出量の第3者検証	排出量を確定する	検証結果報告書
4	目標達成状況の確認	発行可能な超過削減量の確認	→目標達成状況確認通知書
5	超過削減量の発行	取引を行うための超削減量を発行	なし →振替可能削減量等発行等通知書
6	指定管理口座廃止のためのクレジット移転	大規模事業所廃止に伴い、指定管理口座は廃止となるので一般管理口座へクレジットは移転します	振替可能削減量振替申請 →振替可能削減量振替通知書
7	指定管理口座廃止	指定管理口座を廃止します	なし →管理口座廃止通知書

※目標未達成の事業所の場合は、スライドp38の充当手続きが必要です。

3 排出量取引の実務 標準処理期間

県では申請に対する標準処理期間を以下のとおり定めています。

※ 申請の混雑具合により、実際の処理期間が超える場合があります

※ 標準処理期間に次の期間は含まれません

・書類の補正にかかる期間 ・県の休日（土・日・祝日・年末年始）

申請の種類	標準処理期間
一般管理口座の開設	15日間
口座管理者登録（登録抹消）申請書	10日間
口座名義人等氏名等変更届出書	指定管理口座10日間、一般管理口座15日間
一般管理口座廃止申請書	10日間
一般管理口座等に係る関連付け申請書	15日間
振替可能削減量等発行等申請書	10日間
振替可能削減量振替申請書	10日間
充当申請書	10日間
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書	10日間

4. 取引の見込みと実績

4 取引の見込みと実績

第2計画期間の需給見込み

H27年度は、**約75%**の事業所が、目標以上（13%、15%）の削減。

第2計画期間の超過削減量は**約700万トン**、削減不足量は**約70万トン**。

ただし、そのすべてが市場取引されるわけではない。

（第3計画期間へのバンキングや自社内取引が行われる）

第2計画期間（5年間）の超過削減量、削減不足量の見込み

第1計画期間からのバンキングされた量（増量後）	約 590万 t-CO ₂
超過削減量 （H27年度に目標を上回って削減された量）	約 140万 t-CO ₂
× 5（5か年度の量に換算）	約 700万 t-CO ₂
削減不足量 （H27年度に削減目標量に不足している量）	約 14万 t-CO ₂
× 5（5か年度の量に換算）	約 70万 t-CO ₂

※ H29.9.29時点の集計データです

※ 第三者検証や基準排出量の変更によって値が修正される可能性があります

制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

エル・ジー